

(任意継続被保険者専用)

健康保険 限度額適用認定証交付申請書

【マイナ保険証ご利用のお願い】
マイナ保険証を利用すれば、事前の手続きなく、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。
限度額適用認定証の事前申請は不要となりますので、マイナ保険証をぜひご利用ください。

決裁	常務理事	マネージャー	リーダー	担当

被保険者情報	被保険者等 記号・番号	900	12345	標準報酬 月額	300 千円	適用区分 (健保記入)	
	被保険者氏名	神田 司		生年月日	昭 平 37 年 6 月 15 日		
	住民票住所 電話番号	〒 101-0048 東京都千代田区神田司町1-1-1 千代田マンション111号室		TEL 090 (1234) 5678			

交付希望対象者	療養を受ける方 (被保険者本人の 場合は記入不要)	神田 真知子	被保険者 との続柄	妻	
	療養予定期間	令和 6 年 12 月 10 日 ~ 令和 7 年 1 月 20 日		生年月日	昭 平 令 38 年 11 月 12 日
		◎入院予定期間等の認定証を使用する期間をご記入ください。使用予定がない場合原則は交付できません。 ◎申請月の初日より前に遡及はできません。			

申請方法	直接当組合へお送りください。 <送付先> 〒101-0048 東京都千代田区神田司町2-8-1 PMO神田司町8階 MBK連合健康保険組合 適用担当 宛	
備考	◎ マイナ保険証を利用されている方には、認定証は発行されません。 ◎ 認定証の発効年月日については、健康保険に受付された日の属する月の初日となります。 ◎ 有効期限については翌年(1月~8月に申請の場合は当年)8月31日となります。 ◎ 70歳以上の方は標準報酬月額が28万円以上の場合に交付対象となります。 ◎ 標準報酬月額に変更があった場合、適用区分が変更となる場合があります。 ◎ 認定証が不要になった場合は速やかにご返却ください。	
<参考> 自己負担 限度額 (高額療養費)	<70歳未満の方>	<70歳以上の方>
	適用区分「ア」:標準報酬月額が83万円以上の方 252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1% 適用区分「イ」:標準報酬月額が53万円~79万円の方 167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1% 適用区分「ウ」:標準報酬月額が28万円~50万円の方 80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% 適用区分「エ」:標準報酬月額が26万円以下の方 57,600円	適用区分「現役並みⅡ」:標準報酬月額53万円~79万円の方 167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1% 適用区分「現役並みⅠ」:標準報酬月額28万円~50万円の方 80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%

上記のとおり申請いたします。

令和 6 年 12 月 2 日 提出

MBK連合健康保険組合 理事長

受付日付印